



平成 28 年 8 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 デ ジ タ ル ガ レ ー ジ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 兼 グ ル ー プ C E O 林 郁
(コ ー ド 番 号 : 4 8 1 9 東 証 第 一 部)
(U R L <http://www.garage.co.jp/>)
問 い 合 せ 先 取 締 役 コ ー ポ レ ー ト ス ト ラ テ ジ ー 本 部 管 掌
曾 田 誠
T E L 0 3 - 6 3 6 7 - 1 1 1 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、平成28年9月29日開催予定の第21回定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。
- (2) 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとしておりますが、グループの決算期を統一することにより、効率的な事業運営の推進及び経営情報の適時、適切な開示による経営の透明性の向上を図るとともに、国際財務報告基準（IFRS）の導入を視野に、連結会社の決算期の統一の必要性にも対応するため、当社の事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までに変更したいと存じます。
- (3) 当社の役員体制の変更に伴い、株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を代表取締役とするために所要の変更を行うものであります。
- (4) 以上のほか、上記条文の追加及び削除に伴う条数の変更、一部文言及び表現の修正等、所要の変更を行うものであります。なお、本議案に係る定款変更の効力は、本総会終結の時をもって発生するものとします。

2. 変更の内容

(下線部は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1条～第3条 ＜条文省略＞	第1条～第3条 ＜現行どおり＞
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u>	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u>

<p><u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u></p> <p>第5条～第12条 < 条文省略 ></p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>9</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>6月30日</u>とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に欠員または事故があるときには、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第16条～第19条 < 条文省略 ></p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株</p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p><u>3. 会計監査人</u></p> <p>第5条～第12条 < 現行どおり ></p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年<u>6</u>月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、<u>代表取締役のうち1名</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に欠員または事故があるときには、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>第16条～第19条 < 現行どおり ></p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当会社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は、10名以内とする。</p> <p>2 <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年</p>
---	---

<p>主総会の終結のときまでとする。<u>ただし、補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第27条 < 条文省略 ></p>	<p>度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>代表取締役のうち1名</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第27条 < 現行どおり ></p>
--	--

<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>第28条 < 条文省略 ></p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条～第31条 < 条文省略 ></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、その決議により、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定に基づき、取締役会の決議により、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第29条 < 現行どおり ></p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条～第32条 < 現行どおり ></p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p>
---	---

<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>< 削除 ></p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>< 削除 ></p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>< 削除 ></p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>< 削除 ></p>
<p>< 新 設 ></p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>< 新 設 ></p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

<p>第40条～第41条 < 条文省略 ></p> <p>(事業年度)</p> <p>第42条 当社の事業年度は、毎年<u>7月1日</u>から翌年<u>6月30日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の期末配当の基準日)</p> <p>第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>6月30日</u>とする。</p> <p>(中間配当の基準日)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>1月31日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第45条 < 条文省略 ></p>	<p>第35条～第36条 < 現行どおり ></p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>(剰余金の期末配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>(中間配当の基準日)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>第40条 < 現行どおり ></p>
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、平成28年9月29日開催の第21回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 平成28年9月29日開催の第21回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項の定めるところによる。</p> <p>(事業年度に関する経過措置)</p> <p>第2条 第37条の規定にかかわらず、第22期事業年度は、平成28年7月1日から平成29年3月31日までの9ヶ月間とする。</p> <p>(中間配当の基準日に関する経過措置)</p> <p>第3条 第39条の規定にかかわらず、第22期事業年度の中間配当の基準日は、平成28年12月31日とする。</p>

<p>< 新 設 ></p>	<p>(附則の有効期限) <u>第4条 前二条及び本条は、第22期事業年度終了後 これを削除する。</u></p>
----------------------	---

3. 変更の日程

平成 28 年 9 月 29 日 定款変更のための株主総会開催日

平成 28 年 9 月 29 日 定款変更の効力発生日

以上